

No.281

平成24年10月20日

◎組合からのお知らせ

・組合員の動き等

◎主な行事予定

- 全国農薬協同組合
- 全国農薬業厚生年金基金
- 植物防疫関係団体

◎農林水産省等行政からのお知らせ

- ・マラソン剤の変更登録情報についてのお知らせ(平成24年10月19日)
- ・毒物及び劇物指定令の一部改正等について(通知)厚生労働省

◎全農薬ひろば

ホップの花



全国農薬協同組合

〒 101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル 電話 **03-3254-4171** Fax.**03-3256-0980** http://www.znouyaku.or.jp E-mail:info@znouyaku.or.jp

組合からのお知らせ

1. 第18回農作物病害虫防除フォーラム

~マイナー作物の病害虫防除を考える~

日時:平成24年9月11日(火)14:30~17:30

• 場所:農林水産省講堂(本館7階)

• 参集範囲:都道府県、独立行政法人試験研究機関、民間団体、地方農政局等

•講演議題•講演者

(1)マイナー作物農薬登録拡大を円滑に進めるために 長野県農政部農業技術課環境農業係 主任 矢島 崇弘 氏

(2) 愛知県におけるマイナー作物の農薬登録推進 愛知県農林水産部農業経営課 主任主査 西脇 謙二 氏

(3) 高知県におけるマイナー作物の農薬登録適用拡大について 高知県農業振興部環境農業推進課 主幹 朝比奈 泰史 氏

(4) アスパラガス栽培におけるIPMの取組

長崎県病害虫防除所 係長 大山 知泰 氏

・総合討論: 座長 群馬県農業技術センター 所長 白石 俊昌 氏

• 出席者: 宮坂技術顧問

農林水産省植物防疫課と植物防疫全国協議会は「第 18 回農作物病害虫フォーラム」を開催した。今回のテーマは「マイナー作物の病害虫防除を考える」で、会議には都道府県、団体、農薬メーカーの担当者等 200 名が参加した。今後、登録農薬が減少する中、同じ課題を持つ都道府県間で連携してマイナー登録用のデータ作成に取り組むことの必要性を痛感した。なお、植物防疫課では平成 25 年度予算概算要求において、「地域特産作物への農薬適用拡大加速化事業(新規)を要求中であることが紹介された。

○ 開催趣旨

平成 14 年の農薬取締法改正により、作物ごとに登録を受けた農薬を使用することが義務 化されたことから、登録を受けた農薬が少ない地域特産作物においては、使用出来る農薬を登録拡大していくことが課題となった。このため、農林水産省では、農薬の登録が効果 的に行われるよう類似性が高い作物をグループ化して農薬登録できる仕組みを導入する他、行政機関、農薬メーカー等からなる協議会を設置し、各都道府県からの農薬登録の拡大の要望を取りまとめて関係機関との調整を行なってきたところである。しかしながら、作物の性質上農薬登録の拡大が進みにくい品目など、現在も多数の作物に対して農薬登録の拡大が必要とされており、今後とも関係者との連携を強化しつつ、これらの取り組みを着実に行うとともに、その加速化を進める必要がある。

また、一方では、農薬のみに頼らず様々な技術を組み合わせて総合的に防除を行うことで対応を進めている取り組みもあり、このような取り組みの拡大も推進する必要がある。

そこで、本フォーラムでは、地域特産作物への農薬登録の拡大の加速化と多様な防除技術を組み合わせた防除体系の確率を推進するため、先進的な県における取り組みを紹介するとともに、各都道府県の課題解決に向けた意見交換を行うこととする。

〇 開会挨拶(福盛田植物防疫課長)

ただ今、ご紹介にあずかりました 農林水産省消費・安全局植物防疫課長 福盛田です。本日の第18回農作物病害虫防除フォーラム開催にあたり事務局を代表し、ご挨拶申し上げます。



本日、ご参加いただきました皆様には、日頃より植物防疫・農薬行政全般に、ご理解・ご協力を頂いており、厚くお礼申し上げます。

また、ご講演をいただきます矢島(やじま)様、西脇(にしわき)様、朝比奈(あさひな)様、大山(おおやま)様、そして、座長をお引き受けいただきました白石(しらいし)様には、ご多忙中にもかかわらず、本日のご出席をお引き受け頂き、誠にありがとうござ

います。 今回のフォーラムは、「マイナー作物の病害虫防除を考える」と題し、地域 特産作物、いわゆるマイナー作物における農薬適用拡大を含む県の病害虫防除の取組成 果をご紹介いただく予定です。

また、地域特産作物の病害虫防除における課題等について情報共有を行い、これから の病害虫防除の一助となりますよう、ご参集の皆様と意見交換をさせていただきたいと 思っております。

平成14年の農薬取締法改正により、作物毎に登録を受けた農薬を使用することが義務化されたことから、登録を受けた農薬が少ない地域特産作物においては、使用できる農薬を増やしていくことが課題となりました。

このため農林水産省では、農薬の登録が効果的に行われるよう、類似性が高い作物を グループ化して農薬登録できる仕組みを導入するほか、行政機関、農薬メーカー等から なる協議会を設置し、各都道府県からの農薬の適用拡大の要望を取りまとめて関係機関 との調整を行って参りました。

しかしながら、作物の性質上農薬の適用拡大が進みにくい品目など、現在も多数の作物に対して農薬の適用拡大が必要とされております。今後とも関係者の皆様方との連携を強化しつつ、これらの取組を着実に行うとともに、その加速化を進める必要がございます。

また、一方では、農薬のみに頼らず様々な技術を組み合わせて総合的に防除を行うことで対応を進めている取組もあり、このような取組の拡大も推進する必要があります。 そこで、本フォーラムでは、地域特産作物への農薬登録の拡大の加速化と多様な防除技術を組み合わせた防除体系の確立を推進するため、先進的な県における取組を紹介す るとともに、課題解決に向けた意見交換を行いたいと考えております。

本日の議論が、現場の病害虫防除対策に対するニーズと結びつき、地域特産作物の防 除体系の構築に繋がることを期待します。

皆様からいただいたご意見は、私どもの植物防疫の施策に反映して参りたいと思いますので、活発な意見交換をよろしくお願いいたします。



○パネルディスカッション 群馬県農業技術センター白 石俊昌所長を座長に講演者 と植物防疫課の阿部専門官 を交えたパネルディスカッ ションが行われた。

2. シンポジウム「薬剤抵抗性対策の課題と対応」

日時:平成24年9月12日(水)10:00~17:00

・場所:日本教育会館「一ツ橋ホール」

• 主催:一般社団法人 日本植物防疫協会



・開催主旨:病害虫防除指導にあたっては、常に病害虫の薬剤抵抗性対策に細心の注意を払い、様々な取組を実施してきた。過去の歴史を振り返ると行き詰まった防除対策が新農薬の開発で救われてきたケースもしばしばあったが、新剤の開発が増々厳しくなる中で安定した防除効果を確保していくためには、今まで以上に薬剤抵抗性の発現リスクを小さくして、持続可能な防除体系を確

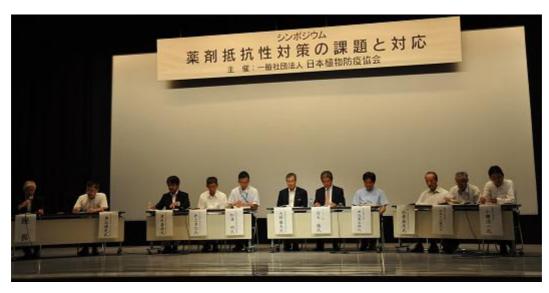
立することが重要になってきている。本シンポジウムでは、薬剤抵抗性対策の現状と課題を整理し、関係者が連携して取組むべき課題を模索する。

・参集範囲:国及び都道府県の行政・試験研究機関・普及指導機関、独立行政法人、 大学、JA、農薬企業、防除機企業及び関係団体

• プログラム:

(1)薬剤抵抗性対策の現状と今後の対策農林水産省 植物防疫課 黒谷 博史 氏

- (2) 北海道における薬剤抵抗性マネジメント 北海道中央農業試験場 清水 基滋 氏
- (3) 岡山県における薬剤抵抗性マネジメント 岡山県農林水産総合センター 井上 幸次 氏
 - (4) 宮崎県における薬剤抵抗性マネジメント 宮崎県総合農業試験場 松浦 明 氏
 - (5) JA グループの取組みJA 全農肥料農薬部 天野 徹夫 氏
 - (6) IRAC 取組みの現状 デュポン株式会社 白石 慎 氏
 - (7) FRAC 取組みの現状 日本曹達株式会社 田辺 憲太郎 氏
 - (8) パネルディスカッション <パネラー>各演者、農薬工業会、研究機関代表者、日本植物防疫協会
- 出席者: 宮坂技術顧問



※ 農林水産省における薬剤抵抗性の現状と今後の対策について消費・安全局植物防疫課の考え方(概要)

以下のとおり。

- ○薬剤抵抗性対策の取り組みの経緯について
- 農薬による病害虫防除は防除技術の根幹である一方、薬剤抵抗性の発生は、農薬使用時

からの課題。

・これまでもどのような病害虫に対して抵抗性が発生しているかを検定し、抵抗性が確認 されれば対策として同一系薬剤の連続使用を避けた農薬散布(ローテーション散布)や 使用制限に取り組み生産現場の尽力で対応。

○薬剤抵抗性対策の現状について

- ・栽培体型・防除体型の画一化・広域化に伴う薬剤抵抗性病害虫の常発化、広域化、多様化。
- ・ウイルス等の媒介虫を含む難防除害虫等への対応で防除回数増による薬剤抵抗性発生の スピード化。
- 薬剤抵抗性の発生は、防除対策にも影響することから、防除指導上、農薬の使用方法等の見直し (IPM への取り組み等) を随時実施。

○薬剤抵抗性対策の今後について

- 今後も、農薬による病害虫防除を行う限り、薬剤抵抗性への対応は不可避。
- 新規薬剤の開発にも限界がある中で、既存薬剤を継続的に使用するためには、薬剤抵抗性病害虫への組織的、効果的な対応が必要。
- 薬剤抵抗性に関する情報収集とその共有や IPM への取組み等による技術的対応も引続き 重要。

3. 全農薬受発注システム利用メーカー協議会

日時:平成24年8月23日(木)

• 場所:全農薬9F会議室

• 議題:

- 1)全農薬受発注システム利用促進計画について
- 2)拡張機能(案)の項目・内容についてのアンケートまとめ
- ①拡張機能(案)項目・内容への取組の分類(案)について
- ②拡張機能(案)項目・内容への取組の役割分担(分科会)について
- 3) その他

4. 第12回執行部協議会

日時:平成24年9月13日(木)、10:30~14:15

• 場所:全農薬9F会議室

議題:

- ①第258回理事会付議事項関係の件
- ②役員選考準備委員会との意見交換会の件
- ③その他
- 出席者:青木理事長、宇野副理事長、鈴木常務理事、金子常務理事、松木理事相談役事務局(堀江専務理事、宮坂技術顧問)

5. 第258回理事会

日時:平成24年9月13日(木)、14:30~17:00

• 場所:全農薬9F会議室

• 議題:

「議決事項」

- 1) 平成24年度決算(案) に関する件
- 2) 平成25年度事業計画(案) に関する件
- 3) 平成25年度安全協事業計画(案) に関する件
- 4)組合員の加入及び脱退に関する件
- 5) 賛助会員の加入に関する件
- 6)全国農薬協同組合規約(組合員の与信限度額)の変更に関する件
- 7)全国農薬協同組合給与規程の変更に関する件

「協議事項」

- 1) ジマンダイセン剤の奨励条件(限月奨励)の変更に関する件
- 2)早期支払い(2ヶ月以上)における振込手数料の事務局負担に関する件
- 3)第47回通常総会及び第35回全国集会スケジュールについて
- 4)第47回通常総会議長候補選出について
- 5) 永年勤続役員・支部長表彰について
- 6)組合員事業所永年勤続表彰について
- 7)農薬業界功労者表彰について
- 8)全農薬受発注システム(拡張機能案)について
- 9) 平成24年度植物防疫地区会議について
- 10) 平成25年度地区会議について

「報告事項」

- 1)各委員会報告
- 2)消費者を交えた農薬シンポジウムの開催報告(東北、関東、東海地区)
- 3)支部別特別奨励(8月末中間実績)について
- 4) 平成24年度役員選考準備委員会報告

「その他」

6. 新教材「土と施肥の新知識」出版記念式典(講演会、パネルディスカッション)

- 日時:平成24年9月14日(金)、15:00~19:30
- 場所:東京ガーデンパレス
- 新教材「土と施肥の新知識」出版記念式典(農文協共同開催)
- (1) 基調講演:東京農業大学客員教授 渡辺和彦 氏 演題:「今、新たな肥料の夜明け」

(2) パネルディスカッション: 執筆者による著書への思いなど。

• 出席者: 全農薬事務局(堀江専務理事、宮坂技術顧問)

【著者紹介】

渡辺 和彦 東京農業大学客員教授(兵庫県立農林水産技術総合センター農業大学校嘱託)

後藤 逸男 東京農業大学教授

小川 吉雄 鯉渕学園農業栄養専門学校教授(東京農業大学客員教授)

六本木和夫 女子栄養大学非常勤講師

●「推薦の言葉」



現在の日本農業を考える場合、国民一人一人がもっとも関心を払っている点はまさに「環境」「資源」「健康」であり、これらへの配慮なしには、今や、農業書としては役立たない。「環境」や「健康」は農業生産者以外の人々にも大いに関心が持たれるところであり、一方、「資源」は肥料原料となるリン酸とカリは海外に頼らざるを得ないわが国の状況と、その上、世界的にこれらの資源が枯渇の傾向にあることから、肥料製造業者や農業生産者にとっては、取扱いには恒に気を配らなければならない状況に置かれている。「施肥」という農業生産の現場では不可欠な行為は、現在、土壌の種類に応じて、作物種とその生育特性に合わせた合理的な方法により、健全で、おいしい食材の生産が行なわれており、以前よりもより精密

で、より定量的な方向に向かいつつある。本書の執筆陣はいずれも、研究室に閉じ込みが ちな研究者ではなく、絶えず農業の現場を通して、生きた農業科学を実践されている農業 科学者である。それゆえに、読む者をして実践の状況が手に取るようにわかる。農業生産 者や農業技術者はもちろん、一般の消費者の方々にも一読をおすすめしたい書物である。 (松本聰…東京大学名誉教授)

●価格:2,100円

7. 第77回植物防疫研修会

• 日時: 平成24年9月24日(月)~9月28日(金)

• 場所:一般社団法人 日本植物防疫協会 本部事務所会議室

• 全農薬受講者: 25名

今回から試験が厳しくなり、事前にオリエンテーションで知らされていたためか、受講者は皆さん真剣に受講した。残念ながら 1 人が再試験となってしまった。





○ 真剣に試験問題に取り組む全農薬組合員 ○ 優秀な成績(100 点満点を取り田中安全協会長から修了表彰を受け取る大信産業㈱の粟畑仁詞さん。

9. 第27回報農会シンポジウム 一最近の植物保護剤の特性と使い方一

日時:平成24年9月25日(火)、10:15~19:00

・場所:「北とぴあ」つつじホール

• 講演:

「植物病害防除における抵抗性誘導剤の現状と展望」

横浜国立大学大学院環境情報研究院 平塚 和之 氏

「マクロライド系殺虫剤の特性とその使い方について」

近畿大学・名古屋大学・㈱エムシー緑化 田中 啓司 氏

「最近の水田問題雑草と除草剤の開発および雑草防除」

公益財団法人 日本植物調節剤研究協会 横山 昌雄 氏

「新規鮮度保持剤1-MCPの作用機構と使用について」

(独)農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所 立木 美保 氏「新しい製剤・施用法の開発動向」一省力的な製剤及び施用法について

日本農薬学会農薬製剤・施用法研究会 辻 孝三 氏

「海外向けコメの輸出についての取り組みと最近の動向」

新潟市農事組合法人 木津みずほ生産組合 坪谷 利之 氏

「総合討論」



○上路雅子理事長あいさつ

公益財団法人報農会は昨年創立 50 周年を迎え、報農会シンポジウム「植物保護ハイビジョン」も、本年、第 27 回目を開催することになりました。この間、シンポジウム開催をはじめ、各種事業に対し、多くの方々に多大なご支援とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。近年の地球規模で発生している異常気象は農業生産に大きな被害をもたらしています。また、地球人口は 70 億人を超え、人口増加に伴う食料不足も一層深刻さを増し、安定的な食料供給が懸念されております。特に、食料自給率が 39%(平成 23 年度)である我が国にとって、農業生産物の国際的な高騰とともに、農林産物輸出入に伴う病害虫・雑草の侵入・伝染・蔓延による重大な損害も予測されるため、本年 5 月に「重要病害虫発生時対応基本指針」が策定されました(農林水産省)。



農業生産には病害虫・雑草防除が不可欠であり、植物保護剤である農薬は、生産物の安定供給や品質向上、農業労働の軽減化に重要な役割を果たしてきました。一方、農薬による環境負荷や健康・生態系に対する影響など環境リスクも指摘され、現在では、化学合成農薬の使用をできるだけ軽減し、生物多様性に配慮した環境保全型農業の推進が図られ

ています。また、農薬を取り巻く国際情勢には厳しいものがあり、米国や EU を中心に農薬規制の見直しが進められ、農薬使用への安全性評価に対しても国際調和が強く求められています。

このような状況下で、農薬の研究開発には、高い活性と選択性、易分解性、人の健康や生態系に対する低毒性化が追求され、さらに、農薬の製剤・施用法においても創意工夫が重ねられており、近年では格段に優れた性能を持つ新規農薬の登録や農薬使用法が開発されています。今回のシンポジウムでは「最近の植物保護剤の特性と使い方」をテーマに、最新の科学技術を駆使して開発された農薬の作用特性や効果的な使い方を討議し、今後の植物保護剤の方向性を展望することに致しました。また、特別講演として、木津みずほ生産組合のコメ輸出の取り組みの現状と、生産現場での農薬利用についての考え方も紹介していただきます。

最後になりましたが、ご講演、座長をご多用に拘わらず、快くお引き受けいただいた先生方、企画立案にご尽力いただいた実行委員会の皆様方に心より感謝申し上げます。これからも、ご意見・ご提案をいただきながら、さらに充実したシンポジウムになるよう努力を重ねる所存です。報農会は昨年7月、公益財団法人に移行いたしました。植物防疫に関する人材育成や学術・技術の研究支援など報農会事業の発展に向け関係各位の一層のご理解・ご協力をお願いする次第です。

〇 功績者表彰式:

日時: 平成24年9月25日(火)17:00~

場所:「北とぴあ」16階天覧の間

- 1. 開会
- 2. 主催者あいさつ
- 3. 選考経過報告(奥富一夫氏)
- 4. 表彰

長谷川 邦一氏

職歴(農林水産省植物防疫課、農薬検査所、社団法人農林水産航空協会)

牧野 秋雄 氏

職歷(静岡県農業試験場、同県農業技術課)

宮原 和夫 氏

職歷(佐賀県農業試験場、同県農産普及課)

- 5. 祝辞
- 6. 謝辞
- 7. 閉会
- 8. 祝賀会
 - 出席者:全農薬事務局(堀江専務理事、宮坂技術顧問)



○上路理事長と功労者の3人

写真:向かって左から、上路理事長、長谷川邦一 氏、牧野秋雄 氏、宮原和夫 氏

10. 第13回 I E Tセミナー

· 日時: 平成24年10月5日(金)、14:00~17:50

・場所:アルカデイア市ヶ谷(私学会館)

• 講演:

「内分泌かく乱物質の規制に関する最近の国際情勢」



一般社団法人日本化学工業協会 化学品管理部 部長 熊本 政俊 氏

発表:「メトキシクロルの生殖・発生毒性と内分泌かく乱作用」

業務執行理事 毒性部長 青山 博昭 氏

「実験動物用基礎飼料に含まれる植物エストロゲンがラットの繁殖に及ぼす影響の検討」

毒性部 生殖毒性研究室 室長 北條 仁 氏

「動物実験における誤差要因としての遺伝的多型性」

毒性部 生殖毒性研究室 研究員 佐藤 旭 氏

• 出席者:事務局(堀江専務理事、宮坂技術顧問)



●公演する青山博昭毒性部長低用量影響に関する残留農薬研究所の

考え方: 環境省低用量影響プロジェクト(低用量影響に関する試験結果)による委託試験で、生殖・発生毒性の専門家が可能な限り詳細な実験を実施したところ、調べたいいずれの化合物にも明らかな低用量影響は検出されなかった。 一見すると低用量影響と

誤解されそうな現象も、遺伝学的な解析により、実験に用いたアウトブレッド由来の動物 集団に保持される突然変異による変動に過ぎなかった。通常の毒性試験で対照群の動物に 給与する市販の基礎飼料には植物エストロゲンが豊富に含まれており、しかもそれらの濃 度は決して一定ではない。このため、残留農薬研究所では、内分泌かく乱作用が疑われる 化合物の低用量影響を評価するには、これまでの実験方法は適さない。 低用量影響の有 無を厳密に調べるには、遺伝的変異を持たない近交系の動物を用いるか、必要に応じて遺 伝学的解析を追加する必要がある。通常飼料には植物エストロゲンが豊富に含まれており、 対照群の動物であっても相当量のエストロゲンを摂取しているので、それらの事実を考慮 した上でデータを解釈する必要がある。実験の精度を上げるため、可能なら植物エストロ ゲンを含有しない合成飼料を用いるべきである。と提案した。



組合員の動き等

【代表者変更(敬称略)】

- ・山形日紅株式会社 新代表者 石黒功(旧代表者は飯田喬之)(9月1日付)
- ・ カネコ種苗株式会社 新代表者 金子昌彦 (旧代表者は金子正明) (9月1日付)
- ・ 土佐肥料販売株式会社 新代表者 佐伯裕司 (旧代表者は石﨑武) (10月1日付)
- ・村上産業株式会社 新代表者 清水完二(旧代表者は阿部英雄)(10月1日付)

【安全協幹事変更(平成24年10月1日付け)(敬称略)】

- ① 徳島県支部:阿部一郎(三協商事株式会社)⇒ 鶴田新(株式会社鶴田利七商店)
- ② 高知県支部:田村学(中澤氏家薬業株式会社)⇒ 松村万平(株式会社松村農園)
- ③ 鹿児島県支部:折田義久(九州日紅株式会社鹿児島支店)⇒ 渋谷忠直(カネコ種苗株式会社鹿児島営業所)
- ④ 富山県支部:小寺一也(株式会社石沢商事)⇒ 原義勝(吉本商事株式会社)
- ⑤ 和歌山県支部:谷口文崇(株式会社橋爪)⇒ 土井康雄(株式会社トコリ)
- ⑥ 熊本県支部: 牧辰一郎 (ヒノマル株式会社熊本支店) ⇒ 崎田健一 (株式会社温仙 堂熊本北営業所)

主な行事予定

[全国農薬協同組合]

10月26日(金) 監査会

11月20日(火) 第259回理事会

11月21日(水) 第47回通常総会・第35回安全協全国集会・情報交換会

第260回理事会(海運クラブ)

12月 6日(木) 第261回理事会

[全国農薬業厚生年金基金]

11月20日(火) 第63回理事会、第49回代議員会

【植防団体等】

11月13日(火) 農薬工業会「虫供養」(浅草寺)

【平成24年度植物防疫地区協議会開催日程(農政局主催)】

ブロック	開催年月日	会場
北海道•東北	11月8日(木)~11月9日(金)	東北農政局(仙台市)
関東	10月30日(火)	関東農政局(さいたま市)
北陸	11月21日(水)~11月22日(木)	北陸農政局(金沢市)
東海•近畿	11月29日(木)~11月30日(金)	桜華会館(名古屋市)
中国•四国	11月13日(火)~11月14日(水)	中国農政局又は岡山市内
九州•沖縄	11月15日(木)~11月16日(金)	福岡市内

【平成24年度植物防疫全国協議会研修会】

•日時:平成24年11月30日(金)、13:30~16:30

•場所:一般社団法人日本植物防疫協会 地下1階 研修 •会議室

• 研修内容:

1) 緊急防除に対する対応について(仮題)

横浜防疫所 統括植物検疫官(輸出及び国内検疫担当) 藁谷 一馬 氏

2) 病害診断の実践方法と課題(仮題)

長野県野菜花き試験場 藤永 真史 氏

3) 害虫診断の実践方法と課題(仮題)

神奈川県農業技術センターかながわ農業アカデミー 鈴木 誠 氏

行政からのお知らせ

●農薬対策室から変更登録情報についてのお知らせ(平成24年10月19日)

全国農薬協同組合の共同購買品目であるマラソン剤が別添の通り11月21日以降使用方法が別添の通り変更になりますのでご注意ください。

農林水產省消費•安全局農産安全管理課農薬対策室取締業務係

1.農薬登録情報(使用制限のかかるもの)

以下の農薬は、平成24年11月21日に使用制限となる登録の変更が予定されておりますので、関係機関等へ周知をお願いいたします。

登録番号	農薬名(商品名)	農薬の種類名	製造者名
第20737号	マラソン乳剤	マラソン乳剤	住友化学(株)
第2280号	日農マラソン乳剤	マラソン乳剤	日本農薬(株)
第2300号	ホクコーマラソン乳剤	マラソン乳剤	北興化学工業(株)
第2532号	サンケイマラソン乳剤	マラソン乳剤	サンケイ化学(株)
第12261号	一農マラソン乳剤	マラソン乳剤	第一農薬(株)
第12266号	サンケイマラソン乳剤	マラソン乳剤	琉球産経(株)
第21901号	協友マラソン乳剤50	マラソン乳剤	協友アグリ(株)
第22628号	日産マラソン乳剤	マラソン乳剤	日産化学工業(株)

■変更内容及び変更理由

現在の登録内容の登録維持に必要な試験成績整備に経費と時間を要するため。

【変更内容(今回の使用制限変更にかかる部分のみ)】

- ・作物名「なし」の使用時期「収穫7日前まで」を「収穫14日前まで」に変更する。
- ・作物名「かぶ」の使用時期「収穫7日前まで」を「収穫14日前まで」に変更する。
- 作物名「セルリー」を削除する。

2.農薬登録情報(使用制限のかかるもの)

以下の農薬は、平成24年11月21日に使用制限となる登録の変更が予定されておりますので、関係機関等へ周知をお願いいたします。

登録番号	農薬名(商品名)	農薬の種類名	製造者名
第12256号	一農マラソン粉剤1.5	マラソン粉剤	第一農薬(株)
第12265号	サンケイマラソン粉剤1.5	マラソン粉剤	琉球産経(株)

■変更内容及び変更理由

【 変更内容(今回の使用制限変更にかかる部分のみ)】

- ・作物名「かぶ」の使用時期「収穫7日前まで」を「収穫14日前まで」に変更する。
- 作物名「セルリー」を削除する。
- ・作物名「なし」の使用時期「収穫7日前まで」を「収穫14日前まで」に変更する。

【適用表(今回の使用制限変更にかかる部分のみ)】

【変更前】

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	マラソンを含む 農薬の総使 用回数
かぶ	アブラムシ類 カブラハバチ		収穫7日前まで	4 回以内	- 散布	4回以内
セルリー	アブラムシ類	21/2/100	収穫3日前まで	5 回以内		5回以内
なし	ハダニ類、アブラムシ類 シンクイムシ類、ハマキムシ類 カメムシ類	3kg/10a-	収穫7日前まで	5 回以内		5 回以内 (休眠期は 1 回以内)

【変更後】

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	マラソンを含む 農薬の総使用 回数
かぶ	アフ゛ラムシ类頁 カフ゛ラハハ゛チ		収穫 14 日前まで	4 回以内		4 回以内
なし	ハダニ類、アブラムシ類 シンクイムシ類、ハマキムシ類 カメムシ類	3kg/10a	収穫 14 日前まで	5 回以内	散布	5回以内 (休眠期は 1回以内)

【変更理由】

現在の登録内容の登録維持に必要な試験成績整備に経費と時間を要するため。

3.農薬登録情報(使用制限のかかるもの)

登録番号	農薬名(商品名)	農薬の種類名	製造者名
第20738号	マラソン粉剤3	マラソン粉剤	住友化学(株)

■変更内容及び変更理由

【変更内容(今回の使用制限変更にかかる部分のみ)】

- ・作物名「なし」の使用時期「収穫7日前まで」を「収穫14日前まで」に変更する。
- ・作物名「かぶ」の使用時期「収穫7日前まで」を「収穫14日前まで」に変更する。
- ・作物名「セルリー」を削除する。・作物名「にんじん」を削除する。

【適用表(今回の使用制限変更にかかる部分のみ)】

【変更前】

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用 回数	使用方法	マラソンを含む
						農薬の総使
						用回数
	ハタ゛ニ類、アブラムシ類	21/~/10				5 回以内
なし	シンクイムシ類、ハマキムシ類	3kg/10 a	収穫7日前まで	5 回以内	散布	(休眠期は
	カメムシ类頁					1 回以内)

かぶ	アフ゛ラムシ類 カフ゛ラハハ゛チ	収穫7日前まで	4 回以内	4 回以内
セルリー	アブラムシ類	収穫3日前まで	5 回以内	5 回以内
にんじん	アブラムシ類	収穫 14 日前まで	4 回以内	4 回以内

【変更後】

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用 回数	使用 方法	マラソンを含む 農薬の総使用 回数
	ハタ゛ニ類、アフ゛ラムシ類 シンクイムシ類、ハマキムシ類 カメムシ類	3kg/10a	収穫 14 日前まで	5 回以内	散布	5 回以内 (休眠期は 1 回以内)
かぶ	アフ゛ラムシ類 カブ゛ラハハ゛ <i>チ</i>		収穫 14 日前まで	4 回以内		4 回以内

4.農薬登録情報(使用制限のかかるもの)

登録番号	農薬名(商品名)	農薬の種類名	製造者名
第21940号	家庭園芸用マラソン乳剤	マラソン乳剤	住友化学園芸(株)
第19602号	家庭園芸用キングマラソン乳剤50	マラソン乳剤	(株)白元

■変更内容及び変更理由

【 変更内容(今回の使用制限変更にかかる部分のみ)】

- 作物名「かぶ」の使用時期「収穫7日前まで」を「収穫14日前まで」に変更する。
- 作物名「セルリー」を削除する。

【適用表(今回の使用制限変更にかかる部分のみ)】

【変更前】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	マラソンを含む 農薬の総使 用回数
かぶ	アフ゛ラムシ类類	2000倍	収穫7日 前まで	4 回以内	散布	4 回以内
セルリー	アブラムシ類	2000 倍	収穫3日 前まで	5 回以内	רויאם	5 回以内

【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	マラソンを 含む農薬の 総使用回数
かぶ	アフ゛ラムシ类頁	2000 倍	収穫 14 日 前まで	4 回以内	散布	4 回以内

【変更理由】

現在の登録内容の登録維持に必要な試験成績整備に経費と時間を要するため。

【本件の問い合わせ先】

農林水産省消費·安全局農産安全管理課農薬対策室 柴田、平林

TEL:03-3502-5969 FAX:03-3501-3774

5. 毒物及び劇物指定令の一部改正等について(平成24年9月21日)

厚生労働省医業食品局

- (1)酸化フェンブタスズ(殺ダ二剤、主な商品名:オサダン) 毒物に指定。
- (2) ジチアノン(殺菌剤、主な商品名:デラン)(ジチアノン50%以下を含有する製剤) 劇物に指定。
- (3) 沃化メチル(ヨウ化メチル)及びこれを含有する製剤を農業用品目に指定。

(注意)

- 新たに毒物又は劇物に指定される農薬の販売者及び使用者に求められる対応
- 1. 流通在庫及び農家等が新たに保有する在庫については、政令施行後、直ちに施錠のできる保管庫に移し、盗難・漏洩・紛失を防ぐこと。また、直ちに貯蔵・陳列場所には「医薬用外毒物」または「医薬用外劇物」の表示を行うこと。
- 2. 農家又は販売者が保有する当該剤の在庫品には平成24年12月31日までに容器、被包への「医薬用外毒物」または「医薬用外劇物」の表示を付すこと(別添2のとおり登録・販売メーカーがシールを配布しているため、農家等は必要に応じて購入店に連絡。)。 なお、上記の対応は、従前から当該農薬を販売又は使用していた者について、それらが毒劇物に指定されることによって等しく求められる代表的な義務のみを抜粋したものであり、毒劇物の取扱者の責務全般については、厚生労働省のホームページ等を参照願います。

薬食発0921第1号 平成24年9月21日

都 道 府 県 知 事 保健所設置市市長 特 別 区 区 長

厚生労働省医薬食品局長

毒物及び劇物指定令の一部改正等について(通知)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(平成24年政令第245号。以下「改正政令」という。)(官報第5890号)が平成24年9月21日に、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第131号。以下「改正省令」という。)(官報第5890号)が同日にそれぞれ公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしていることを申し添える。

記

第1 改正政令について

- 1 次に掲げる物を畫物に指定したこと。
- (1) オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤
- (2) 2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン (別名ジチアノン) 及びこれ を含有する製剤 (2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン50%以下を含有するものを除く。)
- (3) 1, 1-ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤
- (4) トリブチルアミン及びこれを含有する製剤
- (5) ヘキサキス (β , β -ジメチルフエネチル) ジスタンノキサン (別名酸化フエン ブタスズ) 及びこれを含有する製剤
- 2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。
- (1) 2, 4-ジクロロー1-ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
- (2) 2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン50%以下を含有する製剤
- (3) 2、3-ジブロモプロパン-1-オール及びこれを含有する製剤

- (4) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤
- (5) 2-メチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤

3 施行期日

平成24年10月1日から施行することとしたこと。

4 経過措置等

- (1)新たに毒物又は劇物に指定した第1の1及び2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行の日(平成24年10月1日)において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成24年12月31日までは、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用せず、また、改正政令の施行の日において、現に存するものについては、平成24年12月31日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は適用しないこととしたこと。
- (2) 新たに劇物から除外し、毒物に指定した第1の1(3)に掲げる物であって、改正政令の施行の日現在において存在し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(第22条第5項において準用する場合も含む。)の規定による「医薬用外劇物」の表示がなされているものについては、平成24年12月31日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は適用しないこととしたこと。
- (3) 改正政令の施行の目前にした第1の1(3) に掲げる物に係る違反については、 改正前の罰則を適用することとしたこと。
- (4) 新たに毒物又は劇物に指定した第1の1及び2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導すること。また、改正政令の施行の日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条(毒物又は劇物の譲渡手続)、第15条(毒物又は劇物の交付の制限等)、第15条の2(廃棄)、第16条(運搬等についての技術上の基準等)等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行の日から適用するものであるので、関係業者を適正に指導すること。

第2 改正省令について

- 1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる毒物に指定したこと。
- (1) 2, $3-\tilde{y}$ シアノー1, $4-\tilde{y}$ チアアントラキノン (別名 \tilde{y} チアノン) 及びこれ を含有する製剤 (2, $3-\tilde{y}$ シアノー1, $4-\tilde{y}$ チアアントラキノン50%以下を含有するものを除く。)

- (2) ヘキサキス (β , β ジメチルフエネチル) ジスタンノキサン (別名酸化フエン ブタスズ) 及びこれを含有する製剤
- 2 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定したこと。
- (1) 2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン50%以下を含有する製剤
- (2) 2-メチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤
- 3 既に劇物として指定している沃化メチル及びこれを含有する製剤を農業用品目販売業者が取り扱うことができるように指定したこと。
- 4 施行期日

平成24年10月1日から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添1及び別添2に示すとおりであること。 また、今般、毒物又は劇物に指定した物及び劇物から除外された物の性状、毒性等に ついては、別添3のとおりであること。

全農薬ひろば

【ホップの花】ホップ(学名: Humulus lupulus(フムルス・ルプルス)和名: セイヨウカラハナソウ(西洋唐花草)英名: hop)はアサ科のつる性多年草、学名の Humulus はラテン語の土に由来し lupulus は小さなオオカミと言う意味を持っている。ホップの毬花はビールの原料の一つで苦味、香り、泡に重要であり、また雑菌の繁殖を抑え、ビールの保



存性を高める働きがある。全国の山地に自生するホップに非常によく似た植物に「カラハナソウ」があり、しばしばホップと混同される。これはホップの変種であり、ホップに比べて苦み成分が少ないのが特徴である。本来のホップは、日本国内では北海道の一部にのみ自生する。ホップの原産地はカフカス付近と考えられている。紀元前の相当古い時代から西アジアおよびヨーロッパの山地に野生のホップが自生し

ていたとされ紀元前 6 世紀頃にはメソポタミア地方の新バビロニア王国やカフカス山脈付近のカフカス民族がビールに野生ホップを使用していたようである。エジプトでは薬用に

されていたとも言われている。8世紀になるとドイツでホップの使用・栽培が始まり、次第にヨーロッパ各地に普及した。12世紀にはホップがビールの味付けに使われ始めた。14世紀から15世紀にかけてホップビールの持つ爽快な苦味や香り、日持ちの良さなどが高く評価されるようになり、ビールの主流になった。その理由はホップのもつ香味からではなく、む



しろホップを入れて煮た麦汁から作ると腐りにくく長持ちするということからであった。ビールにホップが入れられるようになったこの頃からホップの栽培が普及するようになった。日本での栽培は 1877 年(明治 10 年)に北海道開拓使が外国から苗を持ち込み栽培したのが始まりと言われる。ホップはビール醸造に使われるために世界には 80 品種があり大規模に商業栽培されている。特に、ドイツのハラタウ、チェコなどがヨーロッパの産地が有名である。また、ホップの毬花には、ルプリンと呼ばれる黄色の粒子が存在し、ビールに香りを付与する物質や苦味を付与する物質はこの中に含まれる。このルプリンに含まれるフムロンがビール醸造の煮沸工程においてイソフムロンへと変換される。このイソフムロン(イソα酸)こそがビールの苦味成分である。(参照:wikipedia)

花言葉:希望、信じる心、天真爛漫、軽快等